



県章

滋賀県公報

令和8年(2026年)
3月31日
号外(10)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 条 例	
※滋賀県税条例の一部を改正する条例 (税政課)	3
○ 規 則	
※滋賀県税規則等の一部を改正する規則 (税政課)	9
○ 訓 令	
※滋賀県税事務取扱規程の一部改正 (税政課)	17

公布された条例のあらまし

○ 滋賀県税条例の一部を改正する条例 (条例第32号)

1 個人の県民税

- (1) 都道府県または市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除における、特例控除額の計算上用いる人的控除差調整額について、前年分の所得税に係る基礎控除の額から48万円を控除して得た額を加算する措置を講ずることとしました。(第21条の2、付則第6条の2関係)
- (2) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和9年12月31日まで延長することとしました。(付則第4条の3関係)
- (3) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和9年12月31日まで延長することとしました。(付則第4条の4関係)
- (4) 住宅借入金等特別税額控除における、居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合に係る控除限度額の計算上用いる所得税の課税総所得金額等について、前年分の所得税に係る基礎控除の額から48万円を控除して得た額を加算することとしました。(付則第5条の4関係)
- (5) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を令和12年度分の個人の県民税まで延長することとしました。(付則第6条関係)
- (6) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を令和11年3月31日まで延長することとしました。(付則第12条関係)
- (7) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を令和11年度分の個人の県民税まで延長することとしました。(付則第13条の2関係)

2 不動産取得税

- (1) 免税点について、土地の取得にあつては16万円(改正前は10万円)に、家屋の取得のうち、建築に係るものにあつては66万円(改正前は23万円)、その他のものにあつては34万円(改正前は12万円)に引き上げることとしました。(第39条の4関係)
- (2) 診療所の開設者または管理者が医療法(昭和23年法律第205号)に規定する区域のうち一定の区域において取得する診療所の用に供する一定の不動産について、当該取得が令和10年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとしました。(付則第8条関係)
- (3) 次のとおり特例措置等の適用期限を延長することとしました。
 - ア 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和13年3月31日まで延長することとしました。(付則第7条の4関係)
 - イ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和13年3月31日まで延長することとしました。(付則第7条の4関係)
 - ウ 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の

用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、適用期限を令和11年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条関係)

エ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置について、適用期限を令和13年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条関係)

オ 中小事業者等が中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和10年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条関係)

カ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)に規定する認定医療機関開設者が認定再編計画に記載された医療機関の再編の事業により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和10年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条関係)

キ 東日本大震災により滅失し、または損壊した家屋(以下「被災家屋」という。)の所有者等が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋(以下「代替家屋」という。)を取得した場合における、当該代替家屋に係る課税標準の特例措置について、対象を被災家屋が福島県の区域内に所在し、または所在していたものに限定した上、その適用期限を令和11年3月31日まで延長することとしました。(付則第22条関係)

ク 被災家屋の敷地の用に供されていた土地(以下「従前の土地」という。)の所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地を取得した場合における、当該土地に係る課税標準の特例措置について、対象を従前の土地が福島県の区域内にあるものに限定した上、その適用期限を令和11年3月31日まで延長することとしました。(付則第22条関係)

- (4) 東日本大震災により耕作または養畜の用に供することが困難となった農用地であると農業委員会等が認めるものの平成23年3月11日における所有者(農業を営む者に限る。)等が、当該農用地に代わるものと知事が認める農用地を取得した場合における、当該農用地に係る課税標準の特例措置を廃止することとしました。(付則第22条関係)

3 軽油引取税

軽油引取税の税率の特例措置を廃止するほか、所要の規定の整備を行うこととしました。(付則第10条の2の7、第10条の2の8、第24条関係)

4 自動車税

(1) 令和8年4月1日に自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を自動車税とするほか、所要の規定の整備を行うこととしました。(第2章第8節関係)

(2) 排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する特例措置について、次のとおり延長することとしました。(付則第10条の3関係)

ア 環境負荷の少ない自動車

令和8年度および令和9年度に初回新規登録を受けた一定の自動車について、当該登録の翌年度分の税率の概ね100分の75を軽減する特例措置を講ずることとしました。

イ 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車ならびに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。)、一般乗合用のバス、被けん引自動車およびキャンピング車を除く。)に対する次に定める年度以後の年度分について、税率の概ね100分の15(バスおよびトラックについては概ね100分の10)を重課する特例措置を講ずることとしました。

(ア) ガソリン自動車または石油ガス自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(イ) 軽油自動車その他の a に掲げる自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

5 その他

- (1) この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
- (3) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。
- (4) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

条 例

滋賀県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第32号

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の一部を次のように改正する。

目次中「第73条の16」を「第73条の6」に改める。

第4条第5項第1号中「の種別割」を削る。

第11条第2項第3号中「第73条の11第1項」を「第73条第1項」に改める。

第21条の2第2項第1号中「掲げる金額(以下この項)を「掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から48万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。)」との合計額(次号および第3号)に改める。

第39条の4第1項中「10万円」を「16万円」に、「本条」を「この条」に、「23万円」を「66万円」に、「12万円」を「34万円」に改める。

第59条中「次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる」を「「自動車」とは、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車のうち、同法第3条に規定する普通自動車および同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう」に改め、同条各号を削る。

第60条第1項を次のように改める。

自動車税は、自動車に対し、その所有者に課する。

第60条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に、「第1項」を「前項」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第2項とする。

ただし、公用または公共の用に供する自動車については、この限りでない。

第61条第1項中「、自動車税の賦課徴収については」および「前条第1項に規定する自動車の取得者(以下この節において「自動車の取得者」という。))および」を削り、同条第2項中「自動車の取得者および」を削り、同条第3項および第4項を削る。

第62条の見出しを「(日本赤十字社が所有する自動車に対する自動車税)」に改める。

第63条の見出し、同条第1項および第3項、第64条の見出しならびに同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第65条から第73条の3までを削る。

第73条の4の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第6号中「知的障害者福祉法」の右に「(昭和35年法律第37号)」を、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の右に「(昭和25年法律第123号)」を加え、同条第2項中「第73条の7に規定する種別割の」を「第68条に規定する自動車税の」に、「新規登録」を「道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この節において「新規登録」という。))」に改め、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第4項中「種別割を」を「自動車税を」に、「種別割に」を「自動車税に」に、「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条を第65条とする。

第73条の5の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第3号ア(ア)中「一般乗合用バス」の右に「(道路運送法(昭和26年法律第183号)第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。(イ)ならびに第73条の5第1項および第2項において同じ。))」を加え、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改め、「同項」の右に「(同号に係る部分に限る。))」を加え、同条第3項中「学校教育法」の右に「(昭和22年法律第26号)」を加え、「種別割」を「自動車税」に改め、「同項」の右に「(同号イに係る部分に限る。))」を加え、同条第4項中「第1項第5号ウ」を「第1項(第5号ウに係る部分に限る。))」に、「の2分の1」を「(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項において同じ。))」の2分の1」に改め、同条を第66条とする。

第73条の6(見出しを含む。)中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第67条とする。

第73条の7(見出しを含む。)中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第68条とする。

第73条の8の見出しならびに同条第1項および第3項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第69条とする。

第73条の9(見出しを含む。)中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第70条とする。

第73条の10の見出しならびに同条第1項および第2項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項中「第177条の10第1項」を「第157条第1項」に、「種別割」を「自動車税」に、「第73条の7」を「第68条」に改め、同条第4項中「種別割の」を「自動車税の」に、「種別割を」を「自動車税を」に、「第73条の11」を「第73条」に、「収納計器」を「知事が指定する証紙代金収納計器(以下「収納計器」という。）」に、「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条第5項中「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条第7項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第71条とする。

第73条の10の2の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割」を「自動車税」に改め、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の右に「(平成14年法律第151号)」を加え、「電子情報処理組織」を「同項に規定する電子情報処理組織(以下この条において「電子情報処理組織」という。）」に、「施行規則第9条の16に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同条を第72条とする。

第73条の11の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「自動車税」に、「移転登録」を「同法第13条第1項の規定による移転登録(次項において「移転登録」という。）」に、「施行規則第9条の17に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同項第2号中「第73条の4」を「第65条」に改め、同項第5号中「第60条第3項」を「第60条第2項」に改め、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第73条とする。

第73条の12の見出しおよび同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第73条の2とする。

第73条の13の見出しおよび同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項第2号中「第73条の4第2項第1号」を「第65条第2項第1号」に改め、同条を第73条の3とする。

第73条の14の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第1号中「の特定身体障害者等」の右に「(身体障害者のうち規則で定める者(以下この号において「特定身体障害者」という。)、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者(次号において「戦傷病者」という。))のうち規則で定める者、都道府県知事もしくは地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳(児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所または知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者(次号において「知的障害者」という。))のうち規則で定める者(以下この号において「特定知的障害者」という。))または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(次号において「精神障害者」という。))のうち規則で定める者(以下この号において「特定精神障害者」という。))をいう。以下この号および次項において同じ。))」を加え、同項第2号中「身体障害者等」を「身体障害者、戦傷病者、知的障害者または精神障害者」に改め、同条第2項中「第73条の11」を「第73条」に、「第73条の10第4項」を「第71条第4項」に、「種別割額」を「自動車税額」に、「種別割を」を「自動車税を」に改め、「運転免許証等」の右に「(運転免許証その他運転免許を受けている者であることを証するものとして規則で定めるものをいう。))」を加え、同条第3項中「第73条の11」を「第73条」に、「第73条の10第4項」を「第71条第4項」に、「種別割額」を「自動車税額」に、「種別割を」を「自動車税を」に改め、同条を第73条の4とする。

第73条の15の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「一般乗合旅客自動車運送事業」の右に「(道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。次項において同じ。))」を加え、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「コミュニティバス路線」の右に「(知事が地域住民の生活上必要であると認めて指定したバス路線をいう。次項において同じ。))」を加え、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項中「第73条の8第1項」を「第69条第1項」に改め、同項第1号中「第73条の4第2項第1号」を「第65条第2項第1号」に改め、同条を第73条の5とする。

第73条の16の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「第73条の7」を「第68条」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第3号中「第73条の4第2項第5号」を「第65条第2項第5号」に改め、同条を第73条の6とする。

付則第4条の2の2第1項第3号中「附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改める。

付則第4条の3第1項中「がある」を「(法附則第4条第1項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額をいう。以下この条において同じ。))がある」に改め、同条第3項中「金額(」を「金額(法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額をいう。以下この項において同じ。))」に改め、「住宅借入金等」の右に「(同項第3号に規定する住宅借入金等をいう。))」を加える。

付則第4条の4第1項中「がある」を「(法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額をいう。以下この条において同じ。))がある」に改め、同条第3項中「金額(」を「金額(法附則第4条の2第

1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額をいう。以下この項において同じ。) (」に改める。

付則第5条の4の前の見出しおよび同条を削る。

付則第5条の4の2に見出しとして「(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年までまたは」を「同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条および付則第21条において「居住年」という。)が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に改め、「合計額」の右に「(居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から48万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。)を加算した額)」を加え、同項第1号中「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の右に「(平成7年法律第11号)」を加え、同項第2号中「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の右に「(昭和22年法律第175号)」を加え、同条第2項中「付則第5条の4の2第1項」を「付則第5条の4第1項」に改め、同条を付則第5条の4とする。

付則第6条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「付則第5条の4の2第1項」を削る。

付則第6条の2第2項中「掲げる金額」の右に「と前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から48万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。)との合計額」を加える。

付則第7条の4中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

付則第8条第6項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改め、同条第7項中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改め、同条第12項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、同条第15項中「第12条の7」を「第13条の6」に、「第12条の2の2第1項」を「第13条第1項」に、「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、同条に次の1項を加える。

16 診療所(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所をいう。以下この項において同じ。)の開設者または管理者が同法第30条の4第2項第11号イ②に掲げる区域のうち政令で定める区域において診療所の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和10年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除するものとする。

付則第10条の2の6第8項中「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」の右に「(昭和54年法律第49号)」を加える。

付則第10条の2の7を削る。

付則第10条の2の6の2中「附則第12条の2の7の2第3項」を「附則第12条の2の8第3項」に改め、同条を付則第10条の2の7とする。

付則第10条の2の8から第10条の2の12までを削る。

付則第10条の3の前の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「第73条の5第1項第1号ア(ア)」を「第66条第1項第1号ア(ア)」に、「施行規則第9条の2第1項に規定する」、「施行規則附則第5条第1項に規定する」、「施行規則附則第5条第2項に規定する」および「同条第1項に規定する」を「総務省令で定める」に、「第66条第1項第1号に規定する電力併用自動車をいう。」を「内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。第1号ならびに」に、「第73条の3第1項第6号」を「第66条第1項第3号ア(ア)」に改め、「の種別割」を削り、「第73条の5第1項」を「同条第1項」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第3項第1号において同じ。)または石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。次号、次項第3号および第3項第1号において同じ。)に該当するものを除く。同項第2号において同じ。)で平成27年3月31日までに最初の第65条第2項に規定する新規登録(以下この条ならびに次条第1項および第2項において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第3項第3号において同じ。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車平成29年3月31日までに初回

新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

付則第10条の3第2項中「第73条の5第1項」を「第66条第1項」に、「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項第2号中「第66条第1項第1号ア(7) a」に規定する排出ガス保安基準(以下この号)を「自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この号および次項各号)に、「施行規則附則第5条の2第1項に規定する」を「総務省令で定める」に、「同法第41条第1項」を「同条第1項」に改め、「平成21年10月1日(」の右に「同法第40条第3号に規定する」を加え、「以下のもの」を「以下の天然ガス自動車」に、「施行規則第9条の2第3項に規定する」および「施行規則附則第5条の2第2項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同項第3号中「第66条第1項第1号に規定する」を削り、同項第4号から第6号までを削り、同条第3項を次のように改める。

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第66条第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車(充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。)のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この項および付則第10条の3の3第1項において「エネルギー消費効率」という。)が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率(以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次号および第3号において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の90を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次号および第3号において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)以上のもので総務省令で定めるもの
- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの
- (3) 軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものまたは同項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

付則第10条の3の2第1項中「第60条第2項に規定する運行」を「運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)」に、「施行規則附則第5条の2の2に規定する」を「総務省令で定める」に改め、「の種別割」を削り、「第73条の5第1項」を「第66条第1項」に改め、同条第2項中「第60条第2項に規定する」を削り、「施行規則附則第5条の2の2に規定する」を「総務省令で定める」に改め、「の種別割」を削り、「第73条の5第1項」を「第66条第1項」に改め、同条第3項中「第73条の5第1項第5号イ」を「第66条第1項第5号イ」に、「第73条の6」を「第67条」に改め、同条第4項および第5項中「の種別割」を削る。

付則第10条の3の3の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「施行規則附則第5条の2の3に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同条第2項中「の種別割」を削り、「第73条の8」を「第69条」に、「第73条の11および第73条の12」を「第73条および第73条の2」に改め、同条第3項中「の種別割」を削る。

付則第11条の2第3項第2号中「付則第5条の4の2第1項」を削り、「付則第5条の4第1項および付則第5条の4の2第1項」を「および付則第5条の4第1項」に改める。

付則第12条第3項第3号中「付則第5条の4の2第1項」を削り、「付則第5条の4第1項および付則第5条の4の2第1項」を「および付則第5条の4第1項」に改め、同条第5項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

付則第13条第3項第3号中「、付則第5条の4の2第1項」を削り、「、付則第5条の4第1項および付則第5条の4の2第1項」を「および付則第5条の4第1項」に改める。

付則第13条の2第1項および第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

付則第14条第4項第3号、第14条の2第3項第3号および第14条の4第2項第3号中「、付則第5条の4の2第1項」を削り、「、付則第5条の4第1項および付則第5条の4の2第1項」を「および付則第5条の4第1項」に改める。

付則第14条の5第1項中「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下この条において「租税条約等実施特例法」という。)」に改め、同条第2項第2号および第5項第2号中「、付則第5条の4の2第1項」を削り、「、付則第5条の4第1項および付則第5条の4の2第1項」を「および付則第5条の4第1項」に改める。

付則第21条第1項中「震災特例法」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この条において「震災特例法」という。)」に改め、「および第5条の4の2」を削り、「規定中」を「同条の規定中」に改め、同項の表付則第5条の4第1項の項から付則第5条の4第1項第3号の項までを削り、同表付則第5条の4の2第1項の項中「付則第5条の4の2第1項」を「第1項」に改め、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の右に「(平成23年法律第29号)」を加え、同表付則第5条の4の2第1項第1号の項中「付則第5条の4の2第1項第1号」を「第1項第1号」に改め、同表付則第5条の4の2第1項第2号の項中「付則第5条の4の2第1項第2号」を「第1項第2号」に改め、同条第2項中「および第5条の4の2」を削り、「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第1項第1号中「または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成7年法律第11号)第16条第1項から第3項まで」とあるのは、「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成7年法律第11号)第16条第1項から第3項までまたは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第3項もしくは第4項もしくは第13条の2第1項から第5項までしくは第7項から第11項まで」」に改め、同項の表を削り、同条第3項中「付則第5条の4の2第1項」を「付則第5条の4第1項」に改める。

付則第22条第1項中「損壊した家屋(以下この項および次項)を「損壊した家屋(福島県の区域内に所在し、または所在していたものに限る。以下この項)に、「令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間」に改め、同条第2項中「被災家屋」を「東日本大震災により滅失し、または損壊した家屋」に改め、「土地(」の右に「福島県の区域内にあるものに限る。」を加え、「令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「次条第1項」を「付則第25条第1項」に、「施行令附則第31条第4項に規定する」を「政令で定める」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「施行令附則第31条第5項に規定する」を「政令で定める」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「所在していた農用地」の右に「(農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地をいう。)」を加え、「施行令附則第31条第6項に規定する」を「政令で定める」に改め、同項を同条第5項とする。

付則第23条および第24条を次のように改める。

第23条および第24条 削除

付則第25条を次のように改める。

(東日本大震災に係る自動車等持出困難区域内の自動車に対する自動車税の特例)

第25条 自動車等持出困難区域(避難指示区域であつて平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則第54条による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車または法第442条第3号に規定する軽自動車のうち三輪以上のものを当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域をいう。以下この項において同じ。)内の自動車が、次に掲げる自動車で政令で定めるものに該当することとなつた場合には、当該自動車は、第60条第1項の規定の適用については、当該自動車に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項の自動車でなかつたものとみなす。

- (1) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの
- (2) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じ

それぞれ次に定めるもの

ア 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第2条第1項に規定する自動車に該当する自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から2月以内に用途を廃止し、または同条第11項に規定する引取業者(次号アにおいて「引取業者」という。)に引き渡したもの

イ アに掲げる自動車以外の自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から2月以内に用途を廃止したものまたは同日から9月以内に解体したもの

(3) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

ア 使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第1項に規定する自動車に該当する自動車 当該移動させた日から2月以内に用途を廃止し、または引取業者に引き渡したもの

イ アに掲げる自動車以外の自動車 当該移動させた日から2月以内に用途を廃止したものまたは同日から9月以内に解体したもの

付則第29条中「付則第5条の4の2第3項」を「付則第5条の4第3項」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の滋賀県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新条例付則第22条第1項に規定する代替家屋の取得が令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「家屋(福島県の区域内に所在し、または所在していたものに限る。）」とあるのは、「家屋(」とする。

5 新条例付則第22条第2項に規定する土地の取得が令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「土地(福島県の区域内にあるものに限る。）」とあるのは、「土地(」とする。

(軽油引取税に関する経過措置)

6 施行日前に滋賀県税条例第54条第1項もしくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油もしくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費もしくは同条例第55条第1項各号の軽油の消費、譲渡もしくは輸入が行われた場合または施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第54条第6項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

7 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。

8 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

9 前項の規定によりなお従前の例によることとされたこの条例による改正前の滋賀県税条例(以下「旧条例」という。)第73条第1項、第73条の2第1項または付則第23条第1項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る旧条例第73条第5項、第73条の2第2項もしくは付則第23条第2項の規定による還付または旧条例第73条第7項(旧条例第73条の2第4項において読み替えて準用する場合を含む。)もしくは付則第23条第3項の規定による充当については、なお従前の例による。

10 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

11 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例付則第25条第1項の規定により納税義務を免除される令和元年度から令和3年度までの各年度分の自動車税の種別割に係る徴収金に係る同条第2項の規定による還付または同条第3項の規定による充当については、なお従前の例による。

(合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正)

12 合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例(昭和27年滋賀県条例第21号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例
第1条中「の種別割」を削る。

第1条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条中「の種別割」を削り、「第73条の5」を「第66条」に改める。

第2条の見出し中「の種別割」を削り、同条中「の種別割」を削り、「第73条の8から第73条の10」を「第69条から第71条」に改める。

第3条の見出しおよび同条第1項中「の種別割」を削り、同条第2項中「種別割の」を削り、「第177条の10第1項」を「第157条第1項」に、「種別割を」を「自動車税を」に改め、同条第4項中「の種別割」を削る。

第4条の見出し、同条第1項および第5条中「の種別割」を削る。

(滋賀県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

13 滋賀県税条例等の一部を改正する条例(令和元年滋賀県条例第5号)の一部を次のように改正する。

付則第1項第1号中「および付則第5項から第8項まで」を「、第5項および第6項」に改め、同項第3号中「付則第9項」を「付則第7項」に改める。

付則中第7項および第8項を削り、第9項を第7項とする。

規 則

滋賀県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第49号

滋賀県税規則等の一部を改正する規則

(滋賀県税規則の一部改正)

第1条 滋賀県税規則(昭和25年滋賀県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号を次のように改める。

(3) 法第71条の25の規定による利子割の清算に関する事項

第2条第1項第11号を次のように改める。

(11) 削除

第2条第1項第18号中「第73条の4第1項第4号」を「第65条第1項第4号」に改める。

第6条の2第1項中「環境性能割および種別割」を「自動車税」に改める。

第7条の3(見出しを含む。)中「種別割」を「自動車税」に改める。

第8条の9中「を掲示して行う」を「によりする」に改める。

第20条の15から第20条の23までを削る。

第21条第1項中「第73条の5第1項第5号イ」を「第66条第1項第5号イ」に改め、同条第2項中「第73条の5第1項第5号ウ」を「第66条第1項第5号ウ」に改め、同条第3項中「第73条の5第4項」を「第66条第4項」に改める。

第22条(見出しを含む。)中「種別割」を「自動車税」に改める。

第23条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「第73条の11第4項」を「第73条第4項」に改める。

第23条の3を削る。

第23条の2の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「第73条の14第1項の」を「第73条の4第1項の」に改め、同項第1号中「第73条の14第1項第1号」を「第73条の4第1項第1号」に改め、同号ア中「種別割」を「自動車税」に改め、同号イ中「種別割」を「自動車税」に、「第177条の10第1項」を「第157条第1項」に改め、同項第2号中「第73条の14第1項第2号」を「第73条の4第1項第2号」に改め、同条第4項中「第73条の14第2項」を「第73条の4第2項」に、「第177条の10第2項」を「第157条第2項」に、「もつて種別割」を「もつて自動車税」に改め、同項第1号中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第2号中「種別割」を「自動車税」に、「第73条の11」を「第73条」に改め、同条を第23条の3とし、第23条の次に次の1条を加える。

(特定身体障害者等の範囲)

第23条の2 条例第73条の4第1項第1号の身体障害者のうち規則で定める者は、次の表の左欄に掲げる障害の区

分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる障害の級別(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別をいう。)に該当する障害を有する者とする。

障害の区分	障害の級別	
	特定身体障害者本人が運転する場合	特定身体障害者本人以外が運転する場合
視覚障害	1級から4級までの各級	1級から4級までの各級
聴覚障害	2級および3級	2級および3級
平衡機能障害	3級	3級
音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)	
上肢不自由	1級および2級	1級および2級
下肢不自由	1級から6級までの各級	1級から3級までの各級
体幹不自由	1級から3級までの各級および5級	1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害	1級および3級	1級および3級
腎臓機能障害	1級および3級	1級および3級
呼吸器機能障害	1級および3級	1級および3級
ぼうこうまたは直腸機能障害	1級および3級	1級および3級
小腸機能障害	1級および3級	1級および3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	1級から3級までの各級
肝臓機能障害	1級から3級までの各級	1級から3級までの各級

2 条例第73条の4第1項第1号の戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち規則で定める者は、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる重度障害の程度または障害の程度(恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2に定める重度障害の程度または同法別表第1号表ノ3に定める障害の程度をいう。)に該当する障害を有する者とする。

障害の区分	重度障害の程度または障害の程度	
	戦傷病者本人が運転する場合	戦傷病者本人以外が運転する場合
視覚障害	特別項症から第4項症までの各々項症	特別項症から第4項症までの各々項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各々項症	特別項症から第4項症までの各々項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各々項症	特別項症から第4項症までの各々項症
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各々項症(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)	
上肢不自由	特別項症から第4項症までの各々項症	特別項症から第4項症までの各々項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各々項症および第1款症から第3款症までの各々款症	特別項症から第4項症までの各々項症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各々項症および第1款症から第3款症までの各々款症	特別項症から第4項症までの各々項症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各々項症	特別項症から第3項症までの各々項症
腎臓機能障害	特別項症から第3項症までの各々項症	特別項症から第3項症までの各々項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各々項症	特別項症から第3項症までの各々項症
ぼうこうまたは直腸機能障害	特別項症から第3項症までの各々項症	特別項症から第3項症までの各々項症
小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各々項症	特別項症から第3項症までの各々項症
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各々項症	特別項症から第3項症までの各々項症

3 条例第73条の4第1項第1号の療育手帳の交付を受けている者のうち規則で定める者は、障害の程度の判定が

Aの者とする。

4 条例第73条の4第1項第1号の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち規則で定める者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級の障害を有する者とする。

第23条の4を次のように改める。

(条例第73条の4第2項の規則で定める書類および運転免許証等)

第23条の4 条例第73条の4第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 特定身体障害者 身体障害者手帳
- (2) 戦傷病者 戦傷病者手帳
- (3) 特定知的障害者 療育手帳
- (4) 特定精神障害者 精神障害者保健福祉手帳

2 条例第73条の4第2項の規則で定める運転免許証等は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された特定身体障害者等、特定身体障害者等と生計を一にする者または特定身体障害者等(特定身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する者の運転免許証等とする。

第23条の4の次に次の2条を加える。

(条例第73条の4第2項の運転免許を受けている者であることを証するものとして規則で定めるもの)

第23条の5 条例第73条の4第2項の運転免許を受けている者であることを証するものとして規則で定めるものは、免許情報記録個人番号カード(道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次条において同じ。)に記録された特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次条において同じ。)が表示された電子計算機の映像面であつて知事が適当と認めるものとする。

(条例第73条の4第2項のその他規則で定めるもの)

第23条の6 条例第73条の4第2項のその他規則で定めるものは、免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を出力することにより作成した書面であつて知事が適当と認めるものとする。

第24条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「第73条の15第1項」を「第73条の5第1項」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項中「第73条の15第3項」を「第73条の5第3項」に、「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

第24条の2の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「第73条の16第1項」を「第73条の6第1項」に、「自動車税種別割減免承認・不承認通知書」を「自動車税減免承認・不承認通知書」に改める。

第25条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割の」を「自動車税の」に、「第73条の11第1項」を「第73条第1項」に、「種別割に」を「自動車税に」に、「自動車税(種別割)納税証明書」を「自動車税納税証明書」に改め、同項第1号中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第2号中「第73条の13から第73条の15まで」を「第73条の3から第73条の5まで」に、「第73条の14」を「第73条の4」に、「第23条の2第1項第1号ア」を「第23条の3第1項第1号ア」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同項第3号中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「第73条の4」を「第65条」に、「種別割の」を「自動車税の」に、「自動車税(種別割)納税証明書」を「自動車税納税証明書」に改める。

付則第6項を削る。

別表1(2)の項中「納付(納入)書・払込書(自動車税(環境性能割・種別割)用)」を「納付(納入)書・払込書(自動車税用)」に改め、同表(4)の項中「自動車税(種別割)領収証書」を「自動車税領収証書」に改め、同表(11)の項中「、条例第73条の3第2項(同条第1項第2号および第3号に係る申請以外のものに限る。)」を削り、同表(12)の項中「第177条の19第1項」を「第166条第1項」に、「督促状(自動車税種別割用)」を「督促状(自動車税用)」に改め、同表(19)の項および(20)の項中「自動車税種別割」を「自動車税」に改め、同表(35)の項中「、第14条第2項および第20条の17第2項」を「および第14条第2項」に改め、同表(54)の項中「自動車税種別割過誤納金還付・充当通知書」を「自動車税過誤納金還付・充当通知書」に改め、同表(59)の項を次のように改める。

(59) 第8条の10第1項(第11条の4第2項において準用する場合を含む。)の請求書	県民税利子割・県民税配当割・県別記様式第2号の50 民税株式等譲渡所得割・県たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税 更正請求書
---	--

別表1(60)の項中

更正・決定・加算金額決定通知書 別記様式第17号の28 (軽油引取税用)
自動車税環境性能割更正・決定・ 別記様式第17号の37 加算金額決定通知書

を

「更正・決定・加算金額決定通知書 別記様式第17号の28
(軽油引取税用)」

に改め、同表(63)の項中「第175

条第6項、法第177条の21第6項」を「第168条第6項」に改め、別表2(67)の12の2の項を次のように改める。

(67)の12の2 削除

別表2(67)の12の3の項中「第70条第2項および条例第73条の10第5項」を「第71条第5項」に、「自動車税(環境性能割・種別割)納税済印」を「自動車税納税済印」に改め、同表(67)の12の4の項中「第70条第3項および条例第73条の10第6項」を「第71条第6項」に、「自動車税(環境性能割・種別割)滋賀県証紙代金収納印」を「自動車税滋賀県証紙代金収納印」に改め、同表(67)の12の5の項から(67)の12の9の項までを次のように改める。

(67)の12の5から(67)の12の9まで 削除

別表2(67)の12の10の項中「第73条の3第2項(同条第1項第2号に係る申請に限る。)および条例第73条の14第2項」を「第73条の4第2項」に、「自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書(身体障害者等減免用)」を「自動車税減免申請書(身体障害者等減免用)」に改め、同表(67)の12の11の項中「第73条の3第2項(同条第1項第3号に係る申請に限る。)および条例第73条の14第3項」を「第73条の4第3項」に、「自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書(構造変更車減免用)」を「自動車税減免申請書(構造変更車減免用)」に改め、同表(67)の13の項中「第73条の4第2項」を「第65条第2項」に、「自動車税種別割課税免除申請書」を「自動車税課税免除申請書」に改め、同表(67)の14の項中「第73条の9」を「第70条」に、「自動車税種別割納税通知書(一般用)」を「自動車税納税通知書(一般用)」に、「自動車税種別割納税通知書(口座振替用)」を「自動車税納税通知書(口座振替用)」に改め、同表(67)の16の項中「第73条の13第2項」を「第73条の3第2項」に、「自動車税種別割減免申請書(災害減免用)」を「自動車税減免申請書(災害減免用)」に改め、同表(68)の項中「第73条の15第3項」を「第73条の5第3項」に、「自動車税種別割」を「自動車税」に改め、同表(69)の項中「自動車税種別割」を「自動車税」に改め、同表(70)の項中「第73条の16第2項」を「第73条の6第2項」に、「自動車税種別割減免申請書」を「自動車税減免申請書」に改め、同表(70)の2の項中「自動車税種別割減免承認・不承認通知書」を「自動車税減免承認・不承認通知書」に改め、同表(71)の項を次のように改める。

(71) 第25条第1項および第2項 の証明書	自動車税納税証明書	別記様式第20号
	自動車税納税証明書(所内用)	別記様式第20号の2

別表2(72)の項中「自動車税(種別割)確認済印」を「自動車税確認済印」に改める。

別記様式第1号の4の2中

自動車税	環境性能割	税額	円
		延滞金	円
		加算金	円
	計	円	
	種別割	税額	円
		延滞金	円
計		円	

を

自動車税	税額	円
	延滞金	円
	加算金	円

に改める。

別記様式第1号の5の3中「滋賀県自動車税(種別割)領収証書」を「滋賀県自動車税領収証書」に、「自動車税(種別割)納税証明書」を「自動車税納税証明書」に改める。

別記様式第1号の7の2中「自動車税(種別割)領収証書」を「自動車税領収証書」に改める。

別記様式第1号の11の3(表)中「滋賀県自動車税種別割督促状兼領収証書」を「滋賀県自動車税督促状兼領収証書」に、「第177条の19第1項」を「第166条第1項」に改め、同様式(裏)中「第177条の18」を「第165条」に

改める。

別記様式第2号の5の2中 「自動車税種別割の第2次納税義務に係る徴収金の納付義務免除申告書」 を 「自動車税の第2次納税義務に係る徴収金の納付義務免除申告書」

に改め、「の種別割」を削る。

別記様式第2号の5の3中 「自動車税種別割の第2次納税義務に係る徴収金の納付義務免除 (承認) 通知書」 を 「承認 (不承認) 通知書」

「自動車税の第2次納税義務に係る徴収金の納付義務免除 (承認) 通知書」に改め、「の種別割」を削る。

別記様式第2号の44中「自動車税種別割過誤納金還付・充当通知書」を「自動車税過誤納金還付・充当通知書」に改める。

別記様式第2号の47中「氏 名 [印]」を「氏 名」に、

「

書類の表示	送達を受けるべき者の氏名 名称、事務所または事業所	所在不明前の住(居)所 または所在地

を

」

「

書類の情報	送達を受けるべき者の氏名 名称、事務所または事業所

に

」

改める。

別記様式第2号の48中「氏 名 [印]」を「氏 名」に

改める。

別記様式第2号の51を次のように改める。

様式第2号の51 削除

別記様式第2号の54中「9 自動車税(種別割)」を「9 自動車税」に改める。

別記様式第4号中

「

森林環境税 払込金額	本税額		
	延滞金		
	過少申告加算金		
	不申告加算金		
	重加算金		
	合計		

を

」

森林環境税 払込金額	本税額		
	延滞金		
	過少申告加算金		
	不申告加算金		
	重加算金		
	合計		
	還付した過誤納金等	控除先(本税額・延滞金)	

改める。

別記様式第8号の2の5(表)中「平成28年改正附則控除額(37)」を

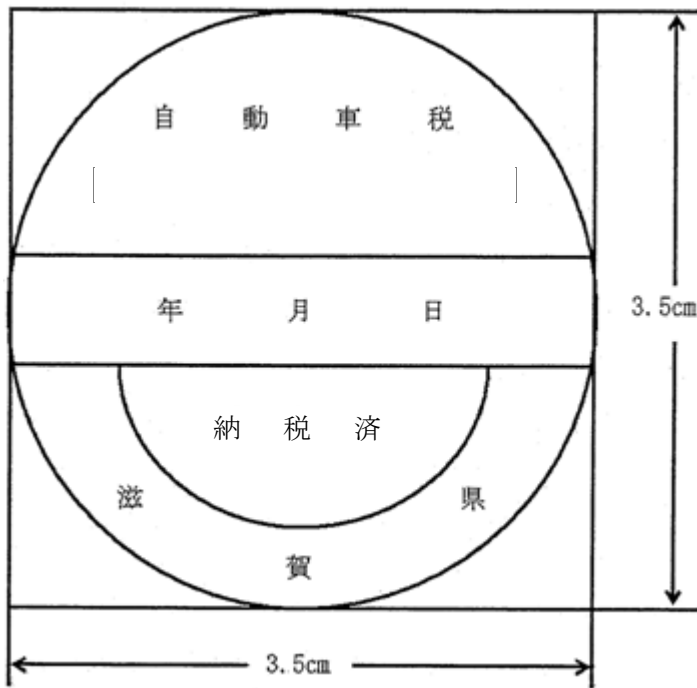
「令和6年改正法附則第8条第2項控除額(37)」に改める。

別記様式第17号の17中「自衛隊」を「自衛隊等」に改め

る。

別記様式第17号の29および別記様式第17号の30を次のように改める。

様式第17号の29 削除
様式第17号の30



別記様式第17号の33から別記様式第17号の37までを次のように改める。

様式第17号の33から様式第17号の37まで 削除

別記様式第17号の38中「自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書(身体障害者等減免用)」を「自動車税減免申請書(身体障害者等減免用)」に、「自動車税(環境性能割・種別割)の」を「自動車税の」に、「第73条の3第2項・第73条の14第2項」を「第73条の4第2項」に、

「

区 分	課税額		減免額		減免後税額
自動車税 環境性能割	千円×税率	円 % <input type="checkbox"/> 上限超過	千円×税率	円 %	円
区 分	年税額	課税額	減免の 月 数	減免額	減免後税額
自動車税 種別割	円 <input type="checkbox"/> 重課 <input type="checkbox"/> 上限超過 <input type="checkbox"/> 恒久減税	円	月	円	円

を

「

区 分	年税額	課税額	減免の 月 数	減免額	減免後税額
自動車税	円 <input type="checkbox"/> 重課 <input type="checkbox"/> 上限超過 <input type="checkbox"/> 恒久減税	円	月	円	円

に

改める。

別記様式第17号の39中「自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書(構造変更車減免用)」を「自動車税減免申請書(構造変更車減免用)」に、「自動車税(環境性能割・種別割)の」を「自動車税の」に、「第73条の3第2項・第73条の14第3項」を「第73条の4第3項」に、

「

※ 処 理 欄	区 分		税 額	減 免 額	受 付	
	年度	自動車税 環境性能割	円	円	処 理	受付者
	年度	自動車税 種別割	円	円		

を

「

※ 処 理 欄	区 分		税 額	減 免 額	受 付	
	年度	自動車税	円	円	処 理	受付者

に

改める。

別記様式第18号中「自動車税種別割課税免除申請書」を「自動車税課税免除申請書」に改め、「の種別割」を削り、「第73条の4第2項」を「第65条第2項」に改める。

別記様式第18号の2(表)中「滋賀県自動車税種別割納税通知書兼領収証書」を「滋賀県自動車税納税通知書兼領収証書」に改め、「の種別割」を削り、同様式(裏)中「第177条の18」を「第165条」に改める。

別記様式第18号の3(表)中「自動車税種別割納税通知書(口座振替用)」を「自動車税納税通知書(口座振替用)」に、「自動車税種別割」を「自動車税」に改め、「の種別割」を削り、同様式(裏)中「の種別割」を削り、「第177条の18」を「第165条」に改める。

別記様式第19号の5中「第73条の11第4項」を「第73条第4項」に改める。

別記様式第19号の6中「自動車税種別割減免申請書(災害減免用)」を「自動車税減免申請書(災害減免用)」に改め、「の種別割」を削り、「第73条の13第2項」を「第73条の3第2項」に改める。

別記様式第19号の9から別記様式第19号の11までの様式中「自動車税種別割」を「自動車税」に改め、「の種別割」を削る。

別記様式第19号の12中「自動車税種別割減免申請書」を「自動車税減免申請書」に改め、「の種別割」を削り、「第73条の16第2項」を「第73条の6第2項」に改める。

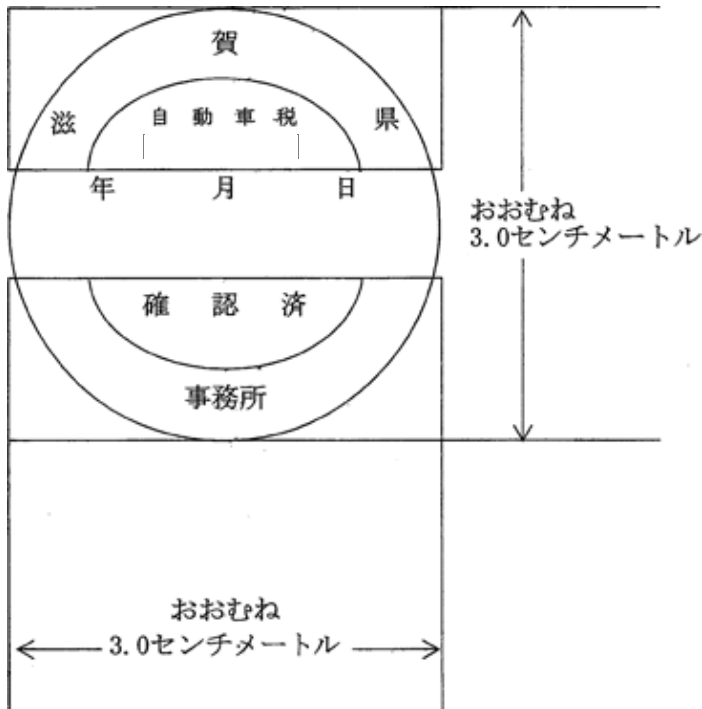
別記様式第19号の13中 「商品中古自動車に係る自動車税種別割減免」通知書 を

「商品中古自動車に係る自動車税減免」通知書 に改める。

別記様式第20号および別記様式第20号の2中「自動車税(種別割)納税証明書」を「自動車税納税証明書」に改める。

別記様式第20号の3を次のように改める。

様式第20号の3



(合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例に規定する証紙等の様式を定める規則の一部改正)

第2条 合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例に規定する証紙等の様式を定める規則(令和元年滋賀県規則第8号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例に規定する証紙等の様式を定める規則

本則中「合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例」を「合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例」に改める。

別記様式第1号中「自動車税種別割証紙」を「自動車税証紙」に改める。

(滋賀県自動車税収納計器の取扱い等に関する規則の一部改正)

第3条 滋賀県自動車税収納計器の取扱い等に関する規則(昭和47年滋賀県規則第91号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第70条第1項および第73条の10第4項」を「第71条第4項」に、「自動車税の環境性能割額および種別割額」を「自動車税額」に改める。

第2条第1項中「自動車税の環境性能割額および種別割額」を「自動車税額」に改め、同条第2項中「自動車税(環境性能割・種別割)収納計器取扱人指定申請書」を「自動車税収納計器取扱人指定申請書」に改める。

第6条第1項中「自動車税(環境性能割・種別割)始動票札交付請求書」を「自動車税始動票札交付請求書」に改める。

第12条第3項中「自動車税(環境性能割・種別割)収納計器取扱手数料請求書」を「自動車税収納計器取扱手数

料請求書」に改める。

別記様式第1号中「自動車税(環境性能割・種別割)収納計器取扱人指定申請書」を「自動車税収納計器取扱人指定申請書」に、「自動車税(環境性能割・種別割)収納計器取扱人の」を「自動車税収納計器取扱人の」に改める。

別記様式第3号の2中「自動車税(環境性能割・種別割)始動票札交付請求書」を「自動車税始動票札交付請求書」に改める。

別記様式第10号中「自動車税(環境性能割・種別割)収納計器取扱手数料請求書」を「自動車税収納計器取扱手数料請求書」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中滋賀県税規則別記様式第2号の48の改正規定、別記様式第4号の改正規定および別記様式第17号の17の改正規定 公布の日
 - (2) 第1条中滋賀県税規則第8条の9および別記様式第2号の47の改正規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日(滋賀県税規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 令和8年度以前の年度分の滋賀県税条例の一部を改正する条例(令和8年滋賀県条例第32号)による改正前の滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)に規定する自動車税の種別割(以下この項において「旧種別割」という。)を課された自動車についての第1条の規定による改正後の滋賀県税規則第25条の規定は、旧種別割に滞納がない場合に限り、適用する。
- 3 この規則の施行の際現にある第1条の規定による改正前の滋賀県税規則(次項において「旧規則」という。)別記様式第1号の4の2、別記様式第2号の51、別記様式第17号の29および別記様式第17号の34から別記様式第17号の37までの様式による用紙は、この規則の施行後においても、なお当分の間使用することができる。
- 4 前項に規定する様式を除き、この規則の施行の際現にある旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。
(合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例に規定する証紙等の様式を定める規則の一部改正に伴う経過措置)
- 5 この規則の施行の際現にある第2条の規定による改正前の合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例に規定する証紙等の様式を定める規則別記様式第1号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。
(滋賀県自動車税収納計器の取扱い等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 6 この規則の施行の際現にある第3条の規定による改正前の滋賀県自動車税収納計器の取扱い等に関する規則別記様式第1号、別記様式第3号の2および別記様式第10号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

訓

令

滋賀県訓令第33号

滋賀県税事務取扱規程(昭和35年滋賀県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

目次中「第60条」を「第56条」に改める。

第9条第2号中「自動車税(種別割)台帳」を「自動車税台帳」に改める。

第12条第1項第4号、第2項第4号および第3項第4号中「種別割」を「自動車税」に改める。

第13条第1項第6号を削り、同項第7号中「別記様式第25号の4」を「別記様式第25号の3」に改め、同号を同項第6号とする。

第16条第1項第6号中「自動車税(種別割)納税カード」を「自動車税納税カード」に改める。

第19条の2の見出しおよび同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第23条第8号中「第48条」を「第739条の5」に改める。

第27条第3項第4号カを削り、同号キを同号カとし、同項第6号中「別記様式第55号の8」を「別記様式第55号の7」に改める。

第53条の見出しならびに同条第1項および第2項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第53条の2の見出し中「環境性能割および種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「第70条第1項および第73条の10第3項」を「第71条第3項」に、「環境性能割および種別割」を「自動車税」に改める。

第54条(見出しを含む。)中「種別割課税台数」を「自動車税課税台数」に改める。

第56条から第60条までを削る。

第55条の2第1項中「別記様式第92号の2」を「別記様式第93号」に改め、同条を第56条とする。

付則第3項を削る。

別記様式第15号中「自動車税種別割賦課(訂正・調定・納税通知書発付)決議書」を「自動車税賦課(訂正・調定・納税通知書発付)決議書」に改める。

別記様式第21号の4中「自動車税種別割減額通知書」を「自動車税減額通知書」に、

「自動車税種別割」を

「自動車税」に改める。

別記様式第21号の5中「自動車税種別割賦課訂正通知書」を「自動車税賦課訂正通知書」に、

「自動車税種別割」を

「自動車税」に改める。

別記様式第25号の3を削り、別記様式第25号の4を別記様式第25号の3とする。


別記様式第26号注1中「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。


別記様式第33号中 「自動車税(種別割)納税カード」を「自動車税納税カード」に改める。

別記様式第45号の2中「自動車税(種別割)徴収事務引継書」を「自動車税徴収事務引継書」に改め、同様式付表中「自動車税(種別割)徴収事務引継一覧表」を「自動車税徴収事務引継一覧表」に改める。

別記様式第55号の7を削り、別記様式第55号の8を別記様式第55号の7とする。

別記様式第59号中 「自動車税種別割 鉦区税 固定資産税 自動車税環境性能割」を「自動車税 鉦区税 固定資産税」に改める。

別記様式第85号中「滋賀県 事務所長 」を「滋賀県 事務所長
」に改める。

別記様式第85号の2中「滋賀県 事務所長 」を「滋賀県 事務所長 事務所長」に改め、同様式別紙を次のように改める。

別紙

年 度	事 務 所	市 町
-----	-------	-----

不動産価格決定通知（家屋） 明細書

作 成 年 月 日

ペー ジ

取得者氏名(名称)			取得者住所									
取得年月日	区分	家屋の所在地	用途	構造	屋根	階数	地下	建床面積	延床面積㎡	住宅床面積㎡	再建築費価格(円)	評価額(円)

取得者氏名(名称)			取得者住所									
取得年月日	区分	家屋の所在地	用途	構造	屋根	階数	地下	建床面積	延床面積㎡	住宅床面積㎡	再建築費価格(円)	評価額(円)

取得者氏名(名称)			取得者住所									
取得年月日	区分	家屋の所在地	用途	構造	屋根	階数	地下	建床面積	延床面積㎡	住宅床面積㎡	再建築費価格(円)	評価額(円)

取得者氏名(名称)			取得者住所									
取得年月日	区分	家屋の所在地	用途	構造	屋根	階数	地下	建床面積	延床面積㎡	住宅床面積㎡	再建築費価格(円)	評価額(円)

取得者氏名(名称)			取得者住所									
取得年月日	区分	家屋の所在地	用途	構造	屋根	階数	地下	建床面積	延床面積㎡	住宅床面積㎡	再建築費価格(円)	評価額(円)

取得者氏名(名称)			取得者住所									
取得年月日	区分	家屋の所在地	用途	構造	屋根	階数	地下	建床面積	延床面積㎡	住宅床面積㎡	再建築費価格(円)	評価額(円)

取得者氏名(名称)			取得者住所									
取得年月日	区分	家屋の所在地	用途	構造	屋根	階数	地下	建床面積	延床面積㎡	住宅床面積㎡	再建築費価格(円)	評価額(円)

別記様式第90号中「自動車税(種別割)課税保留決議書」を「自動車税課税保留決議書」に改める。
別記様式第91号中「自動車税(種別割)課税除外決議書」を「自動車税課税除外決議書」に改める。
別記様式第91号の2を次のように改める。

様式第91号の2 (第53条の2関係)

自動車税申告書処理状況、証紙代金収納印押印実績集計表

No.

(年 月 日分)

申告書処理状況集計表				証紙代金収納印押印実績集計表	
	件数	金額			金額
発生申告	件	円		集計額	円
非課税等件数	件	非課税	身障減免	A	円
		件	件	Aのうち額	
	件	課税外	免除その他	B	円
		件	件	差引調定額	
異動申告	件	異動	番変	(A - B)	円
		件	件	C	
申告減	件	納付件数		前日分までの計	円
計	件	件		D	円
				累計	
				(C + D)	
				備考	

所長	次長	課長	合議	担当者	作成年月日	実績簿登載

別記様式第91号の3中「自動車税(環境性能割・種別割)・証紙代金収納印押印実績簿」を「自動車税証紙代金収納印押印実績簿」に、

「

集 計 額 A			Aのうち過誤納額 B			調 定 額 A-B		
自動車税 (環境性能割)	自動車税 (種別割)	計	自動車税 (環境性能割)	自動車税 (種別割)	計	自動車税 (環境性能割)	自動車税 (種別割)	計

」

「

集 計 額 A	Aのうち過誤納額 B	調 定 額 A-B

」

改める。

別記様式第91号の4を次のように改める。

No. _____

自動車税証紙代金収納印押印実績報告書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

自動車税事務所長



年 月 日から 年 月 日までの証紙代金収納印押印実績は、下記のとおりでしたので報告します。

前 月 末 累 計	円
月 計	円
累 計	円

備考

別記様式第92号中「自動車税種別割課税台数報告書」を「自動車税課税台数報告書」に改める。

別記様式第93号から別記様式第98号までを削り、別記様式第92号の2を別記様式第93号とする。

付 則

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第23条の改正規定、第55条の2の改正規定、第56条から第60条までを削る改正規定、別記様式第85号の2の改正規定、別記様式第93号から別記様式第98号までを削り、別記様式第92号の2を別記様式第93号とする改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にある改正前の滋賀県税事務取扱規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

